

大阪府立漕艇センターの管理運営業務契約書

1. 業務名称	大阪府立漕艇センター管理運営業務
2. 履行場所	大阪府高石市高砂1丁目 大阪府立漕艇センター（別紙1にて詳述）

大阪府（以下「甲」という。）は、一般社団法人大阪ボート協会（以下「乙」という。）と、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項及び大阪府立漕艇センター条例昭和44年大阪府条例第6号。以下「本条例」という。）第4条に規定する指定管理者として、大阪府立漕艇センター（以下「センター」という。）の施設の管理運営に関する契約を平成28年4月1日（以下「本契約締結日」という）に締結する。

両者は、本契約とともに、甲が作成・実施している大阪府立漕艇センター指定管理者募集要項（以下「募集要項」という。）に定める事項が適用されることを了解する。

（総則）

第1条 甲は、センターの管理運営業務（以下「管理運営業務」という。）を指定管理者に行わせるため、乙を指定管理者として指定する。乙は、この指定を受けて、善良なる管理者としての注意を十分に払い、管理運営業務を行うものとする。

2 乙は、管理運営業務を含み、本契約を履行する場合、本契約の規定、本契約期間中甲が乙に対して随時出さうる指示、別紙3として本契約書に添付された「管理運営業務の仕様書」（以下「仕様書」という。）、さらには本契約に関連する一切の法規（地方自治法等の法律、関連する条例、規則、通達を含むがこれに限定されない）に従うものとする。

（指定期間）

第2条 指定期間は平成28年4月1日から平成33年3月31日までとする。

2 本契約は、本契約締結日に効力を発し、指定期間の満了により終了する。乙は、満了日に管理運営業務を終了し、同日センターを甲に対して明け渡さなければならない。

3 管理運営業務に係る事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

（主な業務の範囲）

第3条 センターの管理運営における主な業務の範囲は次に掲げる事項とする。

（1）センターの利用の承認、その取消しその他の利用に関する業務

（2）センターの維持及び補修に関する業務（ただし、別紙4に掲げるリスク分担の範囲に限る。）

（3）前2号に掲げるもののほか、甲が特に必要と認めて乙に指示する業務

2 前項各号に掲げる業務の細目は、仕様書に定めるものとする。

（緊急時対応）

第4条 乙は、センターに災害が発生したり、センター利用者等に損害が生じた場合には、本契約第29条に規定する管理運営等マニュアルに従い、迅速かつ適切な対応を行うとともに災害・損害状況等を速やかに甲に報告するものとする。この場合、災害・損害に対応するた

めの費用は、本契約に特段の定めなき限り、乙の負担とする。

(業務を継続できないおそれが生じた場合の対応)

第5条 乙は、管理運営業務を継続することができないおそれが生じた場合には、速やかに書面により甲に報告しなければならない。

2 前項の場合において、乙の責めに帰すべき事由により、管理運営業務を継続することができないおそれが生じたときには、甲は、乙に対して改善勧告を行い、期間を定めて、改善策の提出及び実施を求めることができる。

(電気主任技術者の選任及び届出等)

第6条 乙は、センターの自家用電気工作物の保安の監督をさせるため、電気主任技術者を選任し、所轄庁に届け出るものとする。

2 乙は、センターの自家用電気工作物について、電気事業法第39条第1項（技術基準の遵守）の義務を果たすものとする。

3 甲は、自家用電気工作物の工事、維持及び運用の保安を確保するに当たり、乙が選任する電気主任技術者の意見を尊重する。

4 乙は、自家用電気工作物の工事、維持及び運用に関し、これらに従事する者に、電気主任技術者がその保安のためにする指示に従うことを確保する。

5 乙は、電気主任技術者を選任する際に、選任対象者（電気主任技術者）が当該自家用電気工作物の工事、維持及び運用に関する保安監督業務を、誠実に行うことを確保する。

(事業計画書等の提出)

第7条 乙は、毎年度、当該事業年度の前年度の3月15日までに事業計画書、収支計画書及び管理体制計画書（以下「事業計画書等」という。）を書面により甲に提出しなければならない。

2 事業計画書には管理運営業務の実施計画（利用予定者数、利用調整状況、保守点検実施計画等）及び自主事業の実施計画を、収支計画書には管理運営業務及び自主事業の収支計画を、管理体制計画書には組織体制、勤務体制、個人情報保護及び情報公開の体制並びに人権研修計画を記載するものとする。

3 甲は、事業計画書等が提出されたときは、内容を審査し、乙に対し必要な指示をすることができる。

(甲への納付金)

第8条 乙は、別紙5として本契約書に添付された「納付金に関する規定」に従って、甲に対して各年度毎に納付金を支払うものとする。

(納付方法の取扱い)

第9条 前条に定める各年度の納付金については、乙は、甲に対して当該年度の翌年度の5月末日までに甲が発行する納入通知書に従い、指定する口座に支払わなければならない。

(事業報告書等の提出)

第10条 乙は、当該事業年度の翌年度の7月末日までに乙の貸借対照表、損益計算書等の財

務諸表（以下「財務諸表」という。）を提出しなければならない。乙の会計年度がセンターの事業年度と異なる場合は、当該会計年度の決算後、速やかに甲に提出すること。財務諸表を提出する際、書面により公認会計士等の監査結果を併せて提出しなければならない。

2 乙は、センターの各年度四半期毎の利用者数、施設利用状況、保守点検実施状況及び収支状況（管理運営業務及び自主事業）を記載した事業報告書を書面により各四半期終了後30日以内に甲に提出しなければならない。

なお、第4四半期の事業報告書には管理運営業務の実施状況（利用者数、施設利用状況、保守点検実施状況等）及び自主事業の実施状況を、収支報告書には管理運営業務及び自主事業の収支状況を、管理体制報告書には組織体制、勤務体制、個人情報保護及び情報公開の実施状況並びに人権研修の実施状況を記載するものとする。

3 甲は、管理運営業務の適正を期するため、必要があると認めるときは、地方自治法第244条の2第10項の規定により事業報告書の内容又はこれに関連する事項について、乙に対して説明を求め、実地調査し、必要な指示をすることができる。

4 乙は、甲が管理運営業務の適正化、効率化を図るために必要と認めたその他の書類について、甲の求めに応じて提出しなければならない。

（備品等の費用負担）

第11条 乙は、管理運営業務の遂行に必要な備品、用具、機器、装置、材料等を自己の費用と責任で備えなければならない。ただし、別紙6として本契約に添付される「貸与物品リスト」に記載された貸与物品（以下「貸与物品」という。）に限り、甲は乙に無償で貸与するものとする。

2 乙は、前項の貸与物品を常に善良なる管理者の注意をもって管理し、各年度9月末日及び3月末日における貸与物品の保管状況を甲に書面により報告しなければならない。

3 乙は、貸与物品が修理可能な範囲でき損、汚損した場合は乙の負担により修理し、常に良好な状態に保つものとする。

4 乙は、乙の故意又は過失により貸与物品が滅失若しくは修理不可能な程度にき損し、又はその返還がその他の理由で不可能となったときは、甲の指定した期間内に代品を納め、又は返還に代えて損害を賠償しなければならない。

5 乙の故意又は過失によらずして、貸与物品が滅失若しくは修理不可能な程度にき損し、又はその返還がその他の理由で不可能となったときは、甲は自己の判断により当該貸与物品を補充することができる。なお、乙は、貸与物品を廃棄しようとするときは、書面により事前に甲の承認を得なければならない。

6 甲は、甲の発意により備品、用具、機器、装置、材料等を購入し、乙に貸与する場合は、その旨通知するものとする。この場合、本条各号の規定が適用されるものとする。

7 本契約が終了した時は、乙は貸与物品を甲の指定する日までに甲の指定する方法で返還しなければならない。

（リスク負担）

第12条 管理運営業務に伴うリスク負担については、別紙4のとおりとする。

2 乙は、施設、設備、外構を維持補修するときは、あらかじめ甲の承認を得るものとする。ただし、緊急を要する場合の必要最低限度の維持補修については、事後速やかに甲に書面に

より報告するものとする。

- 3 甲は、維持補修の目的又は内容が、公序良俗に反し、又は施設の性格や趣旨を損なうおそれがあると認める場合、あるいは公共政策上適切でないと認める場合には、前項の承認をしないことができる。

(賠償責任保険)

第13条 乙は、管理運営業務を開始する日までに、次に掲げる内容と同等以上の保険契約を締結し、指定期間中、当該保険契約に引き続き加入しなければならない。なお、保険契約を締結するにあたり、甲を追加被保険者とするものとする。

(1) 施設賠償責任保険

(ア) 対人賠償1事故につき：3億円、1名につき：1億円

(イ) 対物賠償1事故につき：3億円

(2) 昇降機賠償責任保険

(ア) 対人賠償1事故につき：3億円、1名につき1億円

(イ) 対物賠償1事故につき：3億円

- 2 乙は、前項の規定に基づく保険契約について、管理運営業務を開始するまでに、保険証券およびその他その内容を証する書面を甲に提出しなければならない。保険契約を更新又は変更する場合も、前第1項の規定を満足させる範囲で更新又は変更するものとし、更新又は変更後3営業日以内に更新または変更にかかる保険証券およびその他その内容を証する書面を甲に提出するものとする。

(個人情報の保護)

第14条 乙は、本契約第29条に規定する管理運営等マニュアルに従い、管理運営業務の履行に際しては、個人情報保護の重要性に鑑み、甲個人情報保護条例（平成8年3月29日甲条例第2号。以下「個人情報保護条例」という。）第53条の3の規定により情報を取り扱うものとする。

- 2 乙は、管理運営業務の履行に際して入手した個人情報、データの管理にあたり、漏洩、滅失、毀損及び改ざん等を防止し、その適正な管理を図らなければならない。その管理の失敗については乙が責任を負うものとする。

(秘密の保持)

第15条 乙は、管理運営業務の処理上知りえた秘密を第三者に漏らし、又は管理運営業務の執行以外の目的に使用してはならない。本契約が終了した後も同様とする。

- 2 乙は、自己の使用人その他の関係人に前項の規定を遵守させなければならない。その違反については乙が責任を負うものとする。
- 3 乙は、第1項の秘密に属する管理運営業務内容等が含まれる一切の媒体を他人に閲覧させ若しくは複製させ又は譲渡してはならない。本契約が終了したときは、甲の指示に従い、かかる秘密情報が含まれる一切の媒体を返却または廃棄するものとする。

(情報公開)

第16条 乙は、管理運営業務に関し、別紙2「管理運営業務に係る情報の公表の実施に関する要領」に基づき、甲が指定する書類をセンターに備えておき、一般の閲覧に供するものとする。

2 甲は、前項の書類を一般の閲覧に供するとともに、本契約書を甲のホームページに掲載するものとする。

(人権研修の実施)

第17条 乙は、第7条に規定する人権研修計画について、管理運営業務に従事する者が人権について正しい認識をもって業務を遂行できるよう、大阪府人権施策推進基本方針を参考として作成し、人権研修を行うものとする。

(不服申し立て等の取り扱い)

第18条 乙がした公の施設を利用する権利に関する処分に不服がある者は、地方自治法第244条の4の規定により取り扱うものとする。

(原状回復)

第19条 乙は、管理運営業務を実施するために、センターの内装の模様替え等、既存諸施設の形質変更又は新たな施設整備（以下「模様替え等」という。）を行おうとするときは、事前に書面による甲の承認を得なければならない。

2 前項の模様替え等に要する経費は、乙が負担する。

3 乙は、本契約が終了したときは、破損又は汚損した部分及び第1項の模様替え等により変更した箇所を原状に回復するものとし、それに要する経費は、乙の負担とする。ただし、施設等の価値を高めた場合において、甲の承認を得たときは原状回復を不要とする。この場合において、乙は甲に対し、模様替え等による変更箇所等は無償譲渡するものとする。

(甲の指定取消し)

第20条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、その指定を取り消し、又は期間を定めて管理運営業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

(1) 管理運営の業務又は経理の状況に関する甲の指示に従わないなど、乙による本契約の重大な違反行為が甲によって認められるとき。

(2) 本条例第7条各号に掲げる基準に適合しなくなったと甲が認めるとき。

(3) 前2号に掲げるもののほか、諸般の事情を考慮し、公共政策上、乙に継続して管理運営業務を行わせることが困難であると甲が認めるとき。

2 前項の規定により指定を取り消し、又は期間を定めて管理運営業務の全部若しくは一部を停止させた場合において、乙が業務を実施した相当部分を超える委託料を甲から受け取っている場合は、当該年度分において超えた部分の委託料を甲に返還するものとする。

3 第1項第3号の規定により指定を取り消し、又は期間を定めて管理運営業務の全部若しくは一部を停止させた場合（乙の責に帰すべき事由により取り消した場合を除く。）において、乙が損害を受けたときは、甲はその損害を賠償しなければならない。

(暴力団等の排除)

第21条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、その指定を取り消すことができる。

(1) 乙の役員等（乙の法人の役員又はその支援若しくは営業所を代表する者、又は、経営に事実上参画している者）が暴力団員であると認められるとき。

- (2) 乙の役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団関係者を利用するなどしたと認められるとき。
 - (3) 乙の役員等がいかなる名義をもってするかを問わず、暴力団又は暴力団員に対して金銭、物品その他の財政上の利益を不当に与えたと認められるとき。
 - (4) 乙の役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
- 2 前項の規定により、指定を取消された場合において、第20条第2項を準用する。
- 3 第1項の規定により指定を取消されたときは、乙はそれによって生じた甲の損害の賠償につき、次条の規定を準用する。

(損害の賠償)

- 第22条 乙は、センターの管理運営業務の履行にあたり、本契約に違反して、および／または乙の責に帰すべき事由により甲又は第三者に損害を与えた場合は、その損害を賠償しなければならない。かかる損害には、甲に実際に生じた弁護士費用が含まれる。
- 2 前項の場合において、損害を受けた第三者の求めに応じ甲が損害を賠償したときは、甲は乙に対して求償権を有するものとする。

(再委託の禁止等)

- 第23条 乙は、主たる管理運営業務を他に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、あらかじめ甲の書面による承諾を得た場合は、この限りでない。
- 2 乙が前項ただし書の規定により、業務の一部を第三者に委任し、又は請け負わせるときは、次のとおりとする。
- (1) 乙は入札参加停止措置を受けている者（ただし、民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始の申立て又は会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の申立てをしたことにより入札参加停止の措置を受けたものを除く）若しくは入札参加除外の措置を受けている者又は第21条第1項第1号から第4号に該当する者を受任者又は下請負人としてはならない。
 - (2) 乙は、業務の一部を再委託する場合は、再委託先の名称、再委託する理由、再委託して処理する内容、再委託先において取り扱う情報、再委託先における安全性及び信頼性を確保する対策並びに再委託先に対する管理及び監督の方法を明確にしなければならない。
 - (3) 前号の場合、乙は、再委託先に本契約に基づく一切の義務を順守させるとともに、甲に対して、再委託先の全ての行為及びその結果について責任を負うものとする。
 - (4) 乙は、再委託先に対して本委託業務の一部を委託した場合は、その履行状況を管理・監督するとともに、甲の求めに応じて、管理・監督の状況を報告しなければならない。
 - (5) 乙は、受任者又は下請負人が、大阪府暴力団排除条例（平成22年大阪府条例第58号）第2条第2号に規定する暴力団員又は同条第4号に規定する暴力団密接関係者でないことを表明した別紙7「誓約書」を、それぞれから徴集しなければならない。
- 3 甲は、乙が入札参加除外措置を受けた者又は第21条第1項各号に該当する者を受任者又は下請負人としている場合は、乙に対して、当該委任又は下請契約の解除を求めることができる。当該契約の解除を行った場合における一切の責任は、乙が負うものとする。

(不当な要求に係る報告等)

- 第24条 乙は、契約の履行にあたって、大阪府公共工事等不当介入対応要領の定めるところにより、暴力団員及び暴力団密接関係者等から社会通念上不当な要求又は契約の適正な履行を妨げる行為（以下「不当介入」という。）を受けた場合は、これを拒否するとともに、甲への報告及び管轄警察署への届出（以下「報告・届出」という。）を行わなければならない。
- 2 報告・届出は、前項の要領に定める不当介入等報告・届出書により、速やかに、甲に報告するとともに、管轄警察署の行政対象暴力対策担当者に届出するものとする。ただし、急を要し、当該不当介入等報告・届出書を提出できないときは、口頭により報告することができる。この場合は、後日、不当介入等報告・届出書を各々提出するものとする。
- 3 乙は、下請負人等が暴力団員及び暴力団密接関係者等から不当介入を受けた場合は、速やかに報告・届出を行うよう当該下請負人等に指導しなければならない。
- 4 報告・届出を怠った場合は、大阪府暴力団排除条例に基づく公表又は入札参加停止を措置することがある。

（施設等の利用）

- 第25条 乙は、公の施設としての設置目的を果たすために甲が指定する事業への優先的な取扱いを図るものとし、その詳細については、必要に応じて甲と乙が協議して定めるものとする。

（地位及び権利義務等の継承の禁止）

- 第26条 乙は、指定管理者の地位を第三者に継承させ、譲渡し、担保に提供し、又はその他の処分をしてはならない。
- 2 乙は、前項に規定するもののほか、この契約により生じる一切の権利又は義務を第三者に継承させ、又は譲渡し、担保に供し、又はその他の処分をしてはならない。

（著作権の帰属）

- 第27条 乙が管理運営業務により行った印刷物の刊行、写真撮影等によって生じる著作権は、著作権法（昭和45年法律第48号）第15条の規定によるものとする。
- 2 乙は、本契約が終了したときは、自主事業を除き、前項の著作権を著作権法第61条の規定により、同法第27条及び第28条に規定する権利を含めて、甲に無償譲渡するものとし、当然に甲に帰属するものとする。
- 3 乙は、本業務に従事する自己の使用人その他の関係人に対し、前2項の趣旨を周知し、その同意を得るものとする。

（重要事項の変更の届出）

- 第28条 乙は、定款、事務所の所在地又は代表者の変更等を行ったときは、遅滞なく甲に届け出なければならない。

（書類の提出）

- 第29条 乙は、別紙8に定める管理運営業務に必要なマニュアル（以下「管理運営等マニュアル」という。）を整備し、本契約と同時に甲に提出しなければならない。
- 2 前項の規定により整備した管理運営等マニュアルに変更が生じた場合も同様とする。

(ネーミングライツ等)

第30条 センターのネーミングライツ（施設の名称又は愛称を付与する権利をいう。）は甲にのみ帰属し、甲がネーミングライツの行使により、当センターの愛称を定めた際には、乙は甲及び甲の契約の相手方と緊密な連携及び協力を行うものとする。

2 乙は、甲が前項以外の広報に関する提案の募集及び許可をした際には、管理運営業務に支障のない範囲内において協力を行うものとする。

(業務の引継ぎ)

第31条 乙は、本契約が終了したときは、管理運営業務が遅滞なく円滑に実施されるよう、その業務を引き継ぐ者に対して業務の引継ぎを実施しなければならない。

2 前項の場合において、乙は、甲又は甲の指定するものが管理運営業務に関して業務に係る情報伝達、引継ぎ等の協力を求めた場合には、甲の指示に従い引継ぎに協力するものとする。

3 管理運営業務の引継ぎのために要する費用は、乙及びその業務を引き継ぐ者がそれぞれ負担するものとする。

4 第1項に規定する引継ぎにおいて、本契約が終了する日（以下「基準日」という。）の翌日以降の利用に係る利用料金は後任の指定管理者の収入とし、基準日以前の利用に係る利用料金は乙の収入とする。

(所轄裁判所)

第32条 本契約に関する準拠法は日本法とし、本契約に関して紛争が生じた場合は、甲の事務所の所在地を管轄する裁判所を第1審の裁判所とする。

(協議)

第33条 本契約に関し疑義が生じたとき又はこの契約に定めのない事項については、その都度甲と乙において誠実かつ友好的に協議して定めるものとする。

この契約の締結を証するため、本書を2通作成し、それぞれ記名押印のうえ、各自1通を所持する。

平成28年4月1日

(甲) 大阪府中央区大手前二丁目

大阪府

代表者 大阪府教育委員会

教育長 向井正博

(乙) 大阪府浪速区戎本町一丁目6番23号

一般社団法人 大阪ボート協会

理事長 植田健三

物件の表示

1 名称 大阪府立漕艇センター

2 物件

(1)所在地 大阪府高石市高砂1丁目

(2)敷地面積 4,428 m² (A棟とB棟の合計)

(3)建物 構造 鉄筋コンクリート造

地上3階

規模 建築面積 1,835 m² (A棟とB棟の合計)

延床面積 2,711 m² (A棟とB棟の合計)

(4)施設 艇庫、会議室、休息室、トレーニング室

(5)附属施設 クレーン、栈橋

3 施設管理区域 別添図面のとおり

管理運営業務に係る情報の公表の実施に関する要領

1 目的

この要領は、地方自治法第244条の2第3項の規定に基づき、公の施設の管理を行う者（以下「指定管理者」という。）が行う公の施設の管理運営業務に係る情報について、その公表の実施に関し、必要な事項を定めるものとする。

2 公表する情報

乙は、次の（1）から（7）に掲げる資料をセンターに備えつけ、一般の閲覧に供すること。ただし、大阪府情報公開条例第8条及び第9条に該当すると認められる部分がある場合は、当該部分を削除の上公表する。

- （1）指定管理者指定申請書
- （2）事業計画書
- （3）収支計画書
- （4）管理体制計画書
- （5）本契約書
- （6）各年度の事業報告書
- （7）各年度の事業計画書

管理運営業務の仕様書

<センター管理運営業務>

- (1) センター貸出に係る申込手続き、利用方法諸手続きの説明
- (2) 各種大会、イベント等の事前打合せ及び日程調整に関すること
- (3) 申請受付使用承認業務
- (4) 利用料金徴収業務
- (5) センター貸出に係る業務の進行管理
- (6) トレーニング室等管理運営業務
- (7) 貸艇庫、貸艇の管理運営業務
- (8) 総合案内業務
- (9) 附帯設備貸出補助及び雑業務
- (10) 広報誌の企画、発行等広報業務
- (11) 漕艇センターのホームページ作成、更新業務
- (12) 諸設備、体育器具、備品等の管理、点検立会、補修指示等
- (13) 災害時等の危機管理対応業務
- (14) 大阪府との調査・照会・報告等の調整窓口業務
- (15) 事務室管理運営業務（利用者の受付・苦情対応含む）
- (16) 自主事業の日程確定、運営業務
- (17) その他センターの円滑な管理運営に必要な業務
 - ①鍵の保管及び受け渡しの実施
 - ②第三者の立入工事等の記録
 - ③拾得物、紛失物の処理手続き
 - ④ロッカーの点検確認
 - ⑤開所、閉所業務
 - ⑥盗難、傷害等の防止及び措置
 - ⑦急病人、負傷者に対する応急措置
 - ⑧救急病院への通報依頼措置
 - ⑨AEDの管理
 - ⑩各室の最終施錠の確認
 - ⑪備品・消耗品の管理保管
 - ⑫日誌等の記録作成報告
 - ⑬その他の雑業務

<センター施設・設備維持管理業務>

- (1) 電気及び機械設備運転保守管理業務
- (2) 警備保安業務
- (3) 清掃業務（植栽管理業務含む。）
- (4) 設備機器法定（定期）点検及び環境衛生業務
- (5) その他円滑な運営に必要な業務

(別紙4)

【リスク分担表】○印が、リスク負担者

種類	内容	負担者	
		甲	乙
法令の変更	管理運営業務に影響のある法令の変更（他の項目に記載されているものを除く）		○
金利・物価	金利および物価の変動		○
許認可の取得	管理運営業務に必要な許認可取得の遅延		○
資金調達	必要な資金確保		○
周辺地域・住民・利用者への対応	施設利用者及び地域住民などからの苦情等対応 地域との協調		○
安全性の確保	管理運営業務における安全性の確保及び周辺環境の保全（応急措置を含む）		○
管理運営業務および事業の中止・延期	甲の責任による中止・延期	○	
	指定管理者の責任による中止・延期		○
	指定管理者の事業放棄・破綻		○
	上記以外の場合		○
応募コスト	応募コストの負担		○
引継コスト	前指定管理者からの施設運営の引継ぎおよび指定管理者交代に伴う新指定管理者への引継ぎに必要なコストの負担		○
維持補修	指定管理者の発意により行う施設・設備・外構の維持補修		○
	甲の発意により行う施設・設備・外構の維持補修	○	
	施設・設備・外構の保守点検、法定点検、日常の維持補修及び小規模の災害による維持補修		○
	施設・設備・外構の経年劣化によって必要となる大補修	○	
	指定管理者の責によって必要となる施設・設備・外構の補修		○
	法令改正により必要となった施設躯体の維持補修(施設利用者の生命身体の安全確保を目的として施設躯体の改修が必要となった場合)	○	
	大規模な災害(*)を原因とする施設・設備・外構の補修	○	
第三者による事故等を原因とする施設・設備・外構の補修		○	
宣伝広告	管理運営業務に関する一切の宣伝・広告費		○
資料の作成	甲の求めによる管理運営業務に関する資料の作成		○
運営の改善	指定管理者評価委員会(**)の提言等に基づき、甲として運営の改善が必要と決定したもの		○
市場環境の変化	利用者の減少、競合施設の増加、需要見込みの誤りその他の事由による経営不振もしくは利用料収入等収益の減少		○

(*) 大規模な災害とは、大阪府災害対策本部条例（昭和38年3月27日大阪府条例第2号）による災害対策本部が設置された災害をさすものとする。

(**) 指定管理者評価委員会とは、大阪府教育委員会において大阪府立体育会館等指定管理者評価委員会規則（平成24年11月1日大阪府教育委員会規則第20号）により設置した機関である。

納付金に関する規定

第1 納付金の取扱い

乙が甲に支払う納付金は第2 納付計画のとおりとし、その算定は下表（以下「算定表」という。）のとおりとする。なお、年度毎に次の各号の規定に基づき順次精算を行うものとする。

(単位：千円)

算定表	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度
総収入 (A)	11,460	11,960	12,460	12,960	13,460
事業収入	10,000	10,500	11,000	11,500	12,000
自主事業収入	1,300	1,300	1,300	1,300	1,300
その他収入	160	160	160	160	160
総支出 (B)	11,460	11,960	12,460	12,960	13,460
人件費	3,500	3,500	3,500	3,500	3,500
光熱水費	4,000	4,000	4,000	4,000	4,000
消耗品費	20	20	20	20	20
宣伝費	20	20	20	20	20
基本修繕費(*1)	600	600	600	600	600
修繕費・備品費	560	1,060	560	1,060	560
手数料	0	0	0	0	0
委託料	2,500	2,500	2,500	2,500	2,500
公租公課費	0	0	0	0	0
賃貸料	0	0	0	0	0
施設整備費	0	0	1,000	1,000	2,000
その他	260	260	260	260	260
府への納付金	0	0	0	0	0
損益 (C = A - B)	0	0	0	0	0

(*1) 基本修繕費に要する費用として指定管理者募集要項に定めた額。

(1) 各年度の実績における基本修繕費が算定表の基本修繕費(*1)を下回った場合は、その下回った額を乙が甲に支払う納付金に加算するものとする。

(2) 本契約に基づき、甲が責任を負う休止及び甲の発意によって生じた新たな工事・事業の実施によりセンターを休止（センターの一部施設の休止を含む。）した場合、甲は次の計算式により得た額（影響額）を納付金から減額することができるものとする。

1. センターの全部を休止した場合

過去3カ年平均の総収入 (A)

－ 過去3カ年平均の（管理運営経費＋自主事業経費）(B) = 損益額 (C)

当該年度の総収入 (D)

－ 当該年度の（管理運営経費＋自主事業経費）(E) = 損益額 (F)

$$(C) - (F) = \text{影響額 (G)}$$

$$\text{甲への納付金} = \text{当該年度の (納付計画額 + 上記 (1) 号)} - \text{影響額 (G)}$$

2. センターの一部施設を休止した場合

過去3カ年平均の一部休止した施設の総収入 (H)

- 過去3カ年平均の一部休止した施設の (管理運営経費 + 自主事業経費) (I)
- = 一部休止した施設の損益額 (J)

当該年度の一部休止した施設の総収入 (K)

- 当該年度の一部休止した施設の (管理運営経費の + 自主事業費) (L)
- = 一部休止した施設の損益額 (M)

$$(J) - (M) = \text{影響額 (N)}$$

$$\text{甲への納付金} = \text{当該年度の (納付計画額 + 上記 (1) 号)} - \text{影響額 (N)}$$

注1) 影響額は、第2 納付計画の当該年度の納付金額を限度とする。

注2) 当該年度と過去3カ年で消費税及び地方消費税の税率が異なる場合は、当該年度の税率に合わせて積算修正することとする。

注3) 当該年度と過去3カ年で条例改正により利用料金の単価が異なる場合は、当該年度の単価に合わせて積算修正することとする。

(3) 各年度の実績における総収入額が総支出額を上回った場合は、次のaの該当する区分に応じて、右欄の計算により、一定の割合を当該年度の乙が甲に支払う納付金に加算するものとする。

当該年度の利益額	甲への納付金に加算する額
a 100万円以上の場合	利益額の5%

第2 納付計画

年度	納付金	納付時期
平成28年度	0円	翌年度の5月
平成29年度	0円	翌年度の5月
平成30年度	0円	翌年度の5月
平成31年度	0円	翌年度の5月
平成32年度	0円	翌年度の5月

事業名

契約の相手方

誓約書

私は、大阪府が大阪府暴力団排除条例に基づき、公共工事その他の府の事務事業により暴力団を利用することとならないように、暴力団員及び暴力団密接関係者を入札、契約から排除していることを承知したうえで、下記事項について誓約します。

記

- 一 私は、大阪府の公共工事等を受注するに際して、大阪府暴力団排除条例施行規則第3条各号に掲げる者のいずれにも該当しません。
- 二 私は、大阪府暴力団排除条例施行規則第3条各号に掲げる者の該当の有無を確認するため、大阪府から役員名簿等の提出を求められたときは、速やかに提出します。
- 三 私は、本誓約書及び役員名簿等が元請負人を通じて大阪府へ提出されること及び大阪府から大阪府警察本部に提供されることに同意します。
- 四 私が本誓約書一に該当する事業者であると大阪府が大阪府警察本部から通報を受け、又は大阪府の調査により判明した場合は、大阪府が大阪府暴力団排除条例及び大阪府公共工事等に関する暴力団排除措置要綱に基づき、大阪府ホームページ等において、その旨を公表することに同意します。
- 五 私が大阪府暴力団排除条例第10条に規定する下請負人等を使用する場合は、これら下請負人等（ただし、契約金額500万円未満のものは除く。）から誓約書を徴し、当該誓約書を大阪府に提出します。
- 六 私の使用する下請負人等が、本誓約書一に該当する事業者であると大阪府が大阪府警察本部から通報を受け、又は大阪府の調査により判明し、大阪府から下請契約等の解除又は二次以降の下請負にかかる契約等の解除の指導を受けた場合は、当該指導に従います。

大阪府教育委員会教育長 様

平成 年 月 日

所在地

事業社名

(ふりがな)

代表者

印

代表者の生年月日

管理運営等マニュアル

危機管理対応マニュアル
緊急時における 110 番への通報、緊急時における 119 番への通報、施設毎の停電・地震・火災・台風対応、テロ対策、災害時における館内放送、盗難対応、苦情対応、不審者・不審物対応、緊急連絡体制・緊急連絡網
個人情報保護マニュアル
責任体制の整備、作業責任者等の届出、教育の実施、個人情報の適正管理、収集の制限、目的外利用・提供の禁止、複写・複製の禁止、資料等の返還等、廃棄、調査、事故発生時における報告
利用料金の還付・減免の基準
還付基準、減免基準、障がい者団体利用対応
施設利用対応マニュアル
艇庫、会議室、休息室。トレーニング室
施設設備管理業務マニュアル
・施設設備管理業務、施設設備運營業務指針、施設設備管理業務指針、設備点検表
その他
・乙は、上記のほか管理運營業務に必要な諸規則を整備した場合は、大阪府へその内容を届け出るものとする。